

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 平成24年6月15日（金）午後2時10分から午後4時まで

2 場所 愛知県白壁庁舎 5階 白壁第3会議室

3 議事

- (1) 環境影響評価指針の一部改正について
- (2) その他

4 出席者

委員16名、説明のために出席した職員11名

5 傍聴人

傍聴人1名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 環境影響評価指針の一部改正について

- ・ 議事録の署名について、岡村会長が酒巻委員と谷村委員を指名した。
- ・ 環境影響評価指針の一部改正について、別紙1のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料1から5までについて、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【岡村会長】資料3の13ページに記載されている愛知県環境影響評価条例の対象事業については、条例や規則で定められるものであることから、審査会で議論する内容ではないと考えればよいか。

【事務局】資料3の愛知県環境審議会からの答申を受け、今後、条例及び規則の改正を進めていくこととなる。対象事業の種類や規模については、諮問させていただいた環境影響評価指針ではなく、条例及び施行規則で定めるものであるため、審査会での審査事項ではない。

【岡村会長】参考資料3の13ページの別表第一の大気環境には、「騒音」と記載されているだけであるが、参考資料8の14ページの別表には、「騒音・低周波音」と記載されている。参考資料3は、改正される前のものと考えればよいか。

【事務局】参考資料8の基本的事項は、全事業に対し共通的な考え方を示すものであり、先行して今年の4月に改正された。参考資料3の主務省令は、改正された基本的事項を踏まえ、10月1日までに改正される見込みである。

【岡村会長】このたびの諮問事項については、当面、改正された基本的事項を参考に議論していくことになると思うが、主務省令が改正されていないことは、どう考えたらよいか。

【事務局】スケジュールについて、10月1日までは主務省令が改正公布されるが、その前におそらくパブリック・コメントが実施され、そこで主務省令案が明らかになる。これらの情報も本審査会に示していきたい。

【那須委員】資料5の1ページに、「複数案を設定」と記載されているが、具体的には、二つの案ぐらいを考えているのか。

【事務局】基本的事項では、「事業の位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する複数案を設定」とされている。今後、事業種毎に、主務省令で複数案の設定の考え方が示されることとなる。複数案の数については、事業者の考え次第であり、二つかもかもしれないし、三つの案になるかもしれない。ただし、事業によっては、複数案が設定できない場合があるため、法の規定では、「一又は二以上の」案を検討することとされている。

【岡村会長】位置、規模、構造、配置の4項目についての異なる案を示すこととなるのか。

【事務局】まず事業の位置・規模の複数案を優先した上で、建造物等の構造・配置等の様々な要素についての複数案を考えることになると思われる。

【山澤委員】ゼロ・オプションについて、資料5の2ページに「現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるように努める」との記述があるが、指針にも「努める」という趣旨で反映することを考えているのか。

【事務局】事業を実施するという前提があって配慮書手続が開始されるものであることから、事業を実施しない案は現実的かといった議論が環境審議会総合政策部会でもあった。基本的事項の内容も踏まえて、指針をどのように考えていくかについて、審査会で議論いただきたいと考える。

【岡村会長】審査会として、「ゼロ・オプションについて検討に努めること」という考えを出すことも可能ということか。

【事務局】参考資料5の5ページにSEAについて記載されている。諸外国のSEAは政策段階等で行われるものであり、経済性、社会性も考慮し、事業を実施するかどうかについても検討することから、ゼロ・オプションという考え方もあり得る。一方、日本版SEAでは、個別事業を行う前提で位置・規模等を検討していくものであることから、この段階でゼロ・オプションが現実的な事例はあまりないのではないかと考えられる。

【藤井委員】ゼロ・オプションの考えが基本的事項に示されていることもあり、主務省令がどのような内容になるのかを見極めて、審査会で愛知県としての指針を検討していくべきと考える。

【事務局】国は、計画段階配慮の技術手法についての検討会を設け、技術ガイドを作成する予定としている。先週、この検討会が設立されたところであるが、そこでもゼロ・オプションが話題になった。このような国の動きについても審査会に情報提供しながら、検討を進めていただきたいと考えている。

【那須委員】資料5の1ページに「予測は、可能な限り定量的に把握することを基本とし、」とあるが、どのようなことか。

【事務局】定量的な予測というのは、例えば、大気汚染の予測結果の濃度がいくつになるとか、騒音の予測結果がこの程度の数値になるといったように、予測結果を

数値で表すことである。予測結果を数値で表せないものについては、他事例を踏まえることなどにより、定性的に把握することになる。具体的な手法については、審査会で議論いただきたい。

【那須委員】定量的な予測とは、どのくらい影響が出るかがわかる予測をすることであると考えていたが、数的に評価するということか。

【事務局】そのとおりであり、量として表すということである。

【長谷川委員】1点目は、資料5の1ページに、「調査は、原則として既存資料を基に実施」と記載されていることについて、生きものが対象である場合、少なくともその地域を知っている方からの聴取り調査が必要ではないか。植生は遷移していくものであるが、既存資料の調査だけで十分か。また、「重大な環境影響を把握する」とあるが、どこまでを「重大」と考えればよいか。

2点目は、ある区域の自然を破壊する代わりに、別の場所で緑地等をつくるというミティゲーションについて、環境アセスメントでは、事業実施区域内で対応するとされており、このことが制度の限界であると言われている。そういうことを検討して、県の指針に盛り込めるかどうか。

3点目は、地震についてであるが、以前から環境アセスメントでは地震による影響は対象としないと聞いているが、東日本大震災を踏まえて、地震の影響も考慮するようにしたらどうかと考える。

【事務局】1点目について、方法書以降の調査に当たっては実際に現地で行うことになるが、計画の熟度が低い配慮書段階では、文献による調査でもやむを得ない。資料5の1ページに「重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集」と記載されているが、指針に同様の内容を盛り込むことも考えられる。重大の程度については、複数案のうち、環境に対して最も影響を与えそうな項目を重大と考えるが、それがどの程度か、どのような手法で行うべきかについては、審査会で議論いただきたい。

2点目の代償ミティゲーションについても、今後、審査会で議論していただきたい内容であると考えている。参考資料7は基本的事項を検討した委員会の報告書であるが、16ページに今後の課題として生物多様性オフセットが記述されている。環境影響の回避・低減を図るのが第一であり、代償ミティゲーションを優先させるべきではないという考えもある。生物多様性オフセットの評価の仕方が定まっていないこと、事例の収集や調査研究が必要であるとされていることなどから、今後の検討課題として整理されている。そういったことを踏まえて、今後、議論いただければと考えている。

3点目の地震については、アセスでは安全性に関する項目は含まれていない。地震が起きたときに、構造物等が震度いくつで壊れるかといったような審査を、環境アセスメントの中で行うものではないと考えている。

【長谷川委員】地震、津波等の災害について、起きる前に対処するのがアセスメントと思っており、防災のための樹林帯を設けるなどの配慮事項が、環境アセスの中に含められればよいと考える。

【吉久委員】指針は、いつまでに改正しなければならないか。資料5の中央の欄には法に基づく考え方として基本的事項が示されているが、国の動きを見ながら、愛知

県の地域特性も考慮して、指針を検討していくべきと考える。最終的には、10月に明らかになる主務省令の内容も反映して、指針を決めていければと考える。

【事務局】国の動向を見ながら検討していき、主務省令が改正された後に、それまでの検討内容を修正するようなスケジュールを考えている。改正法は来年4月に完全施行されるが、条例はこれまでも法と一体的な運用を行ってきたこともあり、同じタイミングで施行したいと考えている。このため、国における検討が終わってから本県における検討を始めるのではなく、本県の議論を並行して進めていき、主務省令が示された段階で遅れることなく反映していきたいと考えている。このため、ご意見は早めにいただければと考えている。

【吉村委員】配慮書手続と報告書手続が盛り込まれることは、素晴らしいと思う。

リニア中央新幹線のように他県にまたがる事業の場合、本県と他県の意見の内容が異なる場合も考えられる。そのような自治体間の調整は、国が行うのか。

【事務局】リニア中央新幹線については、国も含め沿線自治体の意見交換会が行われており、実務レベルでは情報を交換している。しかし、最終的には、それぞれの県が地域の実情を踏まえた意見を述べることになる。

【岡村会長】これまでの事案において、評価書の内容に従って事業が行われていることを県で確認しているのか。

【事務局】予測の不確実性がある場合等は、事後調査の計画が評価書に記載されることとなる。事業者は、工事着手後に、事後調査の計画に基づく調査結果について、事後調査報告書として知事に送付するとともに、公告・縦覧することとなっている。その調査報告の内容が不適切であれば、審査会に諮った上で知事が必要な措置を求めることになる。

【松尾委員】事業の位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する評価を行う上で、自然災害や自然外力の影響を考慮しなくてよいか。審査会では環境への影響について評価するということがあったが、地震等の自然外力により、結果的に環境への影響があることについては、どこで評価されるのか。

【事務局】例えば、廃棄物の最終処分場の場合、地震により堰堤が崩れない構造であるのかなどの内容については、アセス手続が終了した後に、個別法で審査がなされるものと考えている。

【松尾委員】明らかに津波の影響を受ける位置であったり、活断層の上であったりしても、計画段階でそれらの影響を考慮しないのか。

【事務局】既存資料の整理の中で、活断層の位置等の情報も含めて記載することになると考えている。

【那須委員】我々は昨年、大きな災害を経験した。これからは、災害に関する専門家もいれて、審査していくべきではないか。

【事務局】参考項目や参考手法についても、国の動向を見ながら、今後、議論いただきたいと考えている。

【富田委員】既存資料を基に調査することとされているが、既存資料について、何年前までの資料ならばよいといった規定はあるか。

【事務局】既存資料の期限についての規定はない。しかし、ある程度古い資料の場合は、その資料が現況を表しているかについて、事業者に説明を求めることとなる。

【富田委員】新しい資料であれば信頼できるとは限らないが、できる限り新しい資料とするようお願いしたい。

【岡村会長】津波や地震等については古い資料も大切であるが、適切な資料になるよう指針に盛り込んでいくことが必要と思われる。

【増田委員】前回のリニア中央新幹線の案件では、路線の位置がある程度の幅をもって示されていた。こういった場合、活断層の位置とか、絶滅危惧種の有無等について評価ができない。このような方法書が認められるのか。方法書等について、計画が具体的になった段階でないと提出できないように規定すべきではないか。

【事務局】リニア中央新幹線については、法の対象事業であり、主務省令で、方法書の対象事業の内容として、既に決定されている内容に係るものを記載すればよいとされている。また、法で、評価手法が決定されていない場合には評価の項目のみを方法書に示せばよいとされている。他の方法書と比較しても具体的な内容が乏しい方法書であることは事実であるが、法的に問題があるわけではない。準備書の段階では立坑の場所等が具体的に示されると考えている。なお、リニア中央新幹線は、条例の対象事業ではないことから、今回の指針の改正では対応できない内容である。

【長谷川委員】1点目は、資料5の2ページの生態系の予測において「予測手法の簡略化」と記載されていることについて、日本の生態系を元に戻し、生物の多様性を確保することが最優先すべきであると考えますが、現場に行ってみると、管理のしやすい緑地が整備されていることもある。ぜひ地域の生物多様性という文言を入れていただきたい。

2点目は、事後調査の報告については、当初の計画どおりにいかなくても、罰則規定があるわけではない。そのような時にうまくいく仕組みがあるか。

【事務局】地域の生物多様性というような文言については、これから具体的に検討していただくことになる。

予測手法の簡略化について補足して説明すると、準備書の段階において生態系についての詳細な調査、予測結果が示されることとなるが、配慮書の手続はその前に行うものであり、事業計画の内容が固まっていない段階であることから、簡略化して予測するとしている。

事後調査報告書に問題があった場合の対応については、条例では、事後調査報告書が知事に送付された場合、必要があると認めるときは、審査会に諮り、意見を聴いた上で、事業者に対し必要な措置を講ずることを求めることができるとされている。また、事業者は、必要な措置を講じたときは、知事に報告することとなっている。

【長谷川委員】簡略化して予測をした場合、どのようなアウトプットがされるのか。

【事務局】国の基本的事項では、参考資料8の2ページの二（2）イの（ア）から（エ）に示す自然林、湿原、藻場、干潟のような重要な自然環境のまとまりの場が、事業を実施することによりどのような影響を受けるかを予測、評価するとされている。

【吉久委員】具体的にどのくらい簡略化した予測手法にするかは、審査会で検討することではないか。今回の審査会の目的は、環境影響評価指針を改正することだと思う。

【事務局】ご指摘のとおりである。環境影響評価指針をフリーハンドで見直すということではなく、どのような方向で見直すべきか整理したものが資料5である。現在の指針は資料4のフロー図における方法書以降の手續についての内容で構成されているが、今回は、網掛けで示した配慮書手續に関する指針等について追加したいと考えている。既存の指針の内容についても、基本的事項で新たに加わった部分は、改正していく必要があると考えている。また、資料5の4ページに「参考手法の最適化」と記載されているが、最新の科学的知見を反映したものにする必要があると考えている。

本日いただいたご指摘も、今後の議論の中で内容を整理していただければと考えている。

- ・ 環境影響評価指針の一部改正について審査させるため、岡村会長の指名により、別紙2のとおり環境影響評価指針部会を設置した。
- ・ 別紙3「今後の検討の進め方」について、事務局から説明があり、承認した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会